

国民健康保険料に関する軽減について！

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方！の平成22年4月から国民健康保険料(税)が軽減されます。

○対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、下記理由で失業給付を受ける方

- (1) 雇用保険の「特定受給資格者」（例：倒産・解雇などによる離職）
- (2) 雇用保険の「特定理由離職者」（例：雇い止めなどによる離職）

※雇用保険受給者資格証の離職理由欄に上記が記載されている方が対象となります。

○軽減額は？

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されますが、この内前年の給与所得額を30/100とみなして算定を行います。具体的な軽減額などは、住民課税務班までお問い合わせください。

○軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

※今回の改正は平成22年度以降の国民健康保険税が軽減の対象となりますが、失業者の対象期間は、平成21年3月31日以降に上記の理由により離職された方は対象になります。

軽減を受けるには、雇用保険受給者資格証を持参し申請していただくことが必要です。制度の詳しい説明は、下記問い合わせ先までお尋ねください。

問い合わせ先 役場 ☎ 78-3111 住民課保険班 (119・120) 住民課税務班 (121・122)

年金 TOPICS 出張年金相談が予約制になります

八代年金事務所では水俣、芦北地区のお客様へのお出張年金相談を開設しておりますが、お客様に会場でお待ちいただく時間の短縮のために「年金相談の予約制」を4月から実施することといたしました。

4月～6月の開催予定

	水俣会場 (もやい直しセンター)	芦北会場 (芦北町役場)
4月	4/8 (木) 定員60名	4/9 (金) 定員15名
5月	5/14 (金) 定員15名	5/13 (木) 定員60名
6月	6/10 (木) 定員60名	6/11 (金) 定員15名

ご相談時間：午前9時20分から午後3時まで

ご予約は先着順となりますので、ご希望にそえない場合があります。その場合は予約担当者から代替日、時間、会場のご案内をさせていただきます。

※ご親族様以外の方からの代理請求については原則としてご予約受付を致しません。

※郵送での請求が可能ですので年金事務所までお問い合わせ下さい。

ご予約の方法

ご相談者様の年金手帳をご準備ください



八代年金事務所 お客様相談室 出張相談予約担当
(0965-35-6123) までお電話下さい。
受付時間は午前9時から午後5時までです。



ご希望会場及びご希望日、ご相談内容、ご相談者様のお名前、基礎年金番号、電話番号をお伝え下さい。



ご予約受付番号をお伝えしますので、手帳等に必ずお控えください。

問い合わせ先 八代年金事務所 ☎ 0965-35-6143 、 役場住民課住民班 ☎ 78-3111 (115)